クラウン・ブリッジ維持管理料

本章のおもな明細書記載ポイント

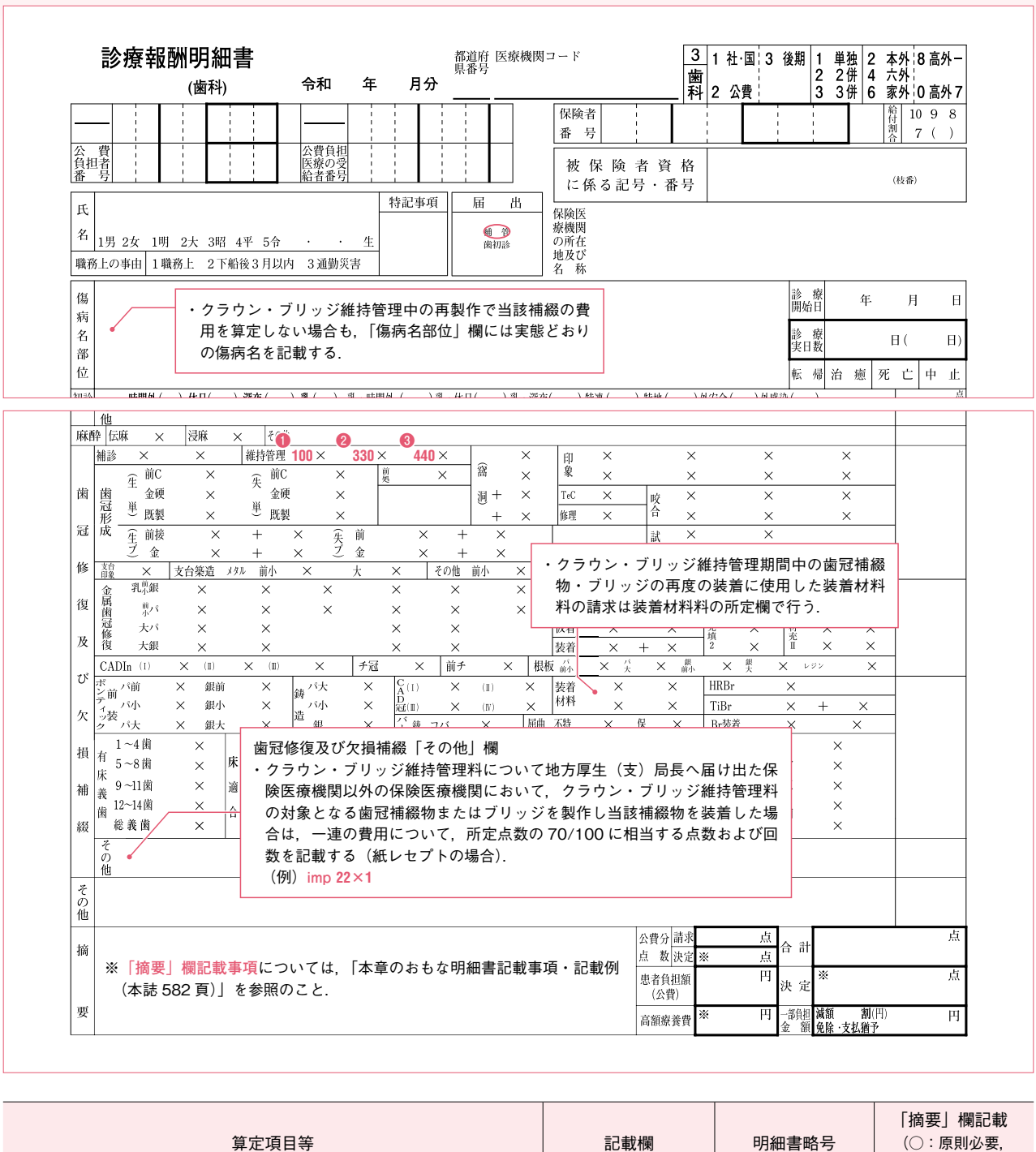

診療報酬明細書 (歯科)　令和　年　月分

・クラウン・ブリッジ維持管理中の再製作で当該補綴の費用を算定しない場合も，「傷病名部位」欄には実態どおりの傷病名を記載する．

・クラウン・ブリッジ維持管理期間中の歯冠補綴物・ブリッジの再度の装着に使用した装着材料料の請求は装着材料料の所定欄で行う．

歯冠修復及び欠損補綴「その他」欄
・クラウン・ブリッジ維持管理料について地方厚生（支）局長へ届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において，クラウン・ブリッジ維持管理料の対象となる歯冠補綴物またはブリッジを製作し当該補綴物を装着した場合は，一連の費用について，所定点数の 70/100 に相当する点数および回数を記載する（紙レセプトの場合）．
（例）imp 22×1

※「摘要」欄記載事項については，「本章のおもな明細書記載事項・記載例（本誌 582 頁）」を参照のこと．

算定項目等	記載欄	明細書略号	「摘要」欄記載（○：原則必要，△:場合により必要）
■歯冠修復及び欠損補綴			
クラウン・ブリッジ維持管理料（1 装置につき） 歯冠補綴物 ❶ 支台歯とポンティックの数の合計が 5 歯以下の場合 ❷ 支台歯とポンティックの数の合計が 6 歯以上の場合 ❸	所定欄		